

公共事業の事前評価書

(国有林直轄治山事業等の事前評価)

平成 1 5 年 3 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

平成15年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 箇 所 数
直轄事業	国有林直轄治山事業	158
	森林環境保全整備事業	36
	森林居住環境整備事業	4
小計		198
公団事業	水源林造成事業	6
小計		6
補助事業	民有林補助治山事業	2,141
	森林環境保全整備事業	2,333
	森林居住環境整備事業	43
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	59
小計		4,576
合計		4,780

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、林野庁（直轄事業については、各森林管理局（分局））において、平成15年3月に実施した。

評価担当部局は、一覧表（別添1）に示すとおりである。

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価を行った。

各事業地区毎の評価の観点は、チェックリスト及び判定基準表（別添2）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において費用対効果分析その他の手法により定量的に測定・把握した。その結果は、地区別評価結果（別添2）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取した。

同委員会にて、聴取した意見の概要は以下のとおりである。

- ・ 事前評価の新規採択に当たっては、下記の基準に照らしつつ総合的な評価を実施すること。

別途定める事業実施要領等の採択要件を満たすこと。

総費用に対する総便益の比が1.0以上であること。

重点的投資、効果の早期発現のため、限度工期の基準を満たすこと。

必要性、効率性、有効性の観点から妥当であること。

また、委員構成は、別添3のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区毎にチェックリストを作成し、インターネット等で公表することとしているところである。

また、第三者委員会の議事概要についてはインターネット等で公表しているところである。

7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められた。評価結果は別添2に示すとおりである。